

令和7年度
指定障害福祉サービス事業者等
集団指導

【請求編】

長野市保健福祉部 障害福祉課

利用者負担の上限額管理事務について

○利用者が複数事業所を利用しており、全事業所の利用者負担額の合計が負担上限月額を超えると見込まれる場合、上限額管理が必要となります。

(例)

利用者負担上限月額：9,300円

A事業所（就労継続支援B型）	
総費用額	60,000
利用者負担額	6,000

B事業所（居宅介護）	
総費用額	50,000
利用者負担額	5,000

利用者負担額の合計が
11,000円となり、利用者
負担上限月額（9,300円）
を超えているため上限額
管理が必要。

A事業所（上限額管理事業所）	
総費用額	60,000
利用者負担額	6,000

B事業所	
総費用額	50,000
利用者負担額	3,300

負担上限月額9,300円を超えないように調整

○上限額管理事務の流れについては、別紙「フローチャート」をご覧ください。

利用者負担の上限額管理事務について

○原則として上限額管理結果票に不備があった場合及び提出が無い場合は、全関係事業所の請求明細書が受付不可（返戻）となります。上限額管理事業所となった事業所におかれましては、関係事業所との連絡調整を十分に行っていただき請求するようお願いいたします。

○上限額管理結果票不備に伴う返戻が非常に多くなっています。上限額管理結果票に不備があると、請求明細書を正しく作成している関係事業所も返戻となってしまうので、細心の注意を払って上限額管理結果票を作成するようお願いいたします。

○「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」掲載場所
【長野市公式ホームページ】

URL：<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002372.html>

ホーム > 健康・医療・福祉 > 障害者福祉 > 障害福祉に関する事業者向け情報 > 障害福祉サービス等の請求に関する様式

印刷 ツイート 更新日: 2024年4月16日

障害福祉サービス等の請求に関する様式

障害福祉サービス等の請求に関しての様式を掲載します。

- Excel 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書様式(エクセル:15KB)

過額申立て(取下げ)及び契約内容の報告については下記より申請してください。

- 障害福祉サービス等給付費の過額申立て(取下げ)について
- 障害福祉サービス等に係る契約内容の報告について

同じカテゴリのページを見る

- 障害福祉に関する事業者向け情報
- 障害福祉サービス事業所等における事故報告
- 基準に関する条例等
- 令和5年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

上限額管理加算の算定における留意事項

○上限額管理加算の算定には、利用者負担上限月額に達しているか否かに関わらず、以下のとおり要件があります。

①上限額管理事業所及び他事業所を利用した月

→ 加算を算定できる

②上限額管理事業所の利用がなく、他の事業所のみを利用した月

→ 加算を算定できる

※利用事業所が1事業所のみの場合は算定不可

③上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月

→ 加算を算定できない

④複数の障害児が1つの事業所のみ利用した月（きょうだい間上限管理の場合）

→ 加算を算定できない

実績記録票の提供時間について

○複数事業所を利用している利用者の請求において、同一日時に複数事業所を利用している内容の実績記録票が散見されます。（日中活動サービス×日中活動サービス、訪問系サービス×日中活動サービス等）。

○実績記録票は、送迎時間及び障害児自立サポート事業等の時間を除いた実際のサービス提供を開始した時間と終了した時間で作成するようお願いします。

○実績記録票のサービス提供時間が間違っていた場合、実績記録票不備により請求明細書が受付不可（返戻）となります。

生活介護実績記録票				
日付	曜日	サービス	開始時間	終了時間
1	月		10：00	15：00
2	火		10：00	15：00
3	水		10：00	15：00
4	木		10：00	15：00
5	金		10：00	15：00

就労継続支援B型実績記録票				
日付	曜日	サービス	開始時間	終了時間
1	月		10：00	15：00
8	月		10：00	15：00

時間重複

居宅介護実績記録票				
日付	曜日	サービス	開始時間	終了時間
1	月		16：00	17：00
2	火		13：00	14：00

過誤処理について

○既に審査決定済（支払済）の請求内容を修正する場合は過誤申立てが必要です。過誤申立てせずに受付済みの提供年月の請求データを国保連に伝送すると、2重請求となり受付不可（返戻）となります。必ず過誤申立てをしたうえで再請求するようお願いいたします。

また、上限額管理を行っており、関係事業所で過誤処理が行われた場合、上限額管理結果票の修正が必要となります。

○近年過誤処理の件数が非常に多くなっております。新たに加算が創設された場合、報酬改定及び体制の変更等により、請求内容が変わった場合は、今一度請求内容を確認したうえで請求するようお願いいたします。

長野市公式ホームページ

障害福祉サービス等の過誤処理

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002370.html>

※過誤申立ては上記URLから「ながの電子申請サービス」で申請できます。紙での受付は行っておりませんのでご注意ください。

契約内容報告について

○障害福祉サービス等の利用開始、変更、終了時に行っていた契約内容の報告について、国の事務連絡を受け、令和8年1月から原則不要となりました。

○国民健康保険団体連合会へ伝送いただいている請求明細情報にて契約内容の確認ができない場合等には、報告をお願いすることがあります。

報告が必要な場合は下記URLから「ながの電子申請サービス」で申請できます。紙での受付は行っておりませんのでご注意ください。

○契約内容の報告は原則省略されますが、各事業所におかれましては契約内容の記録を適切に保存・管理いただきますよう、引き続きご対応お願いいたします。

長野市ホームページ

障害福祉サービス契約内容報告

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p005973.html>